

改正民法 自筆証書遺言に関する見直し

遺言には3種類の方法があります。

1. 「自筆証書遺言」：遺言者が自分で遺言の文章を作成する方法。
2. 「公正証書遺言」：公証人に作成してもらい、原本を公証役場で保管してもらう方法。
作成・保管共に公証人が関与するので法的に最も安全・確実です。
3. 「秘密証書遺言」：遺言者が自分で遺言を作成した上で封印し、公証役場に持ち込みます。
公証人および証人立会いの下で本人の遺言であることを確認し署名押印します。

上記の1. 「自筆証書遺言」について、平成31年1月13日から方式が緩和されました。

法律はこう変わりました・・・

【改正前民法968条 自筆証書遺言】（一部抜粋）

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。（以下略）



【改正後】

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして**相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。**この場合において、遺言者は、その目録の**毎葉**（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。（以下略）

つまり・・・

◎ 自筆証書に、**パソコン等で作成した目録**を添付したり、**銀行通帳のコピー**や**不動産の登記事項証明書等**を目録として添付したりできるようになりました。（1月13日以降作成の遺言から適用）

遺言書
別紙目録一及び二の
不動産を法務一郎に、
別紙目録三及び四の
不動産を法務花子に
相続させる。
平成二十九年一月五日
法務太郎印

+

別紙目録
1 土地
所在・・・
地番・・・
地目・・・
地積・・・
2・・・
法務太郎印

財産目録は各ページに署名と押印が必要です。（偽造の防止）
*財産目録以外は、今まで通り、自書する必要があります。
また、訂正する場合にも決まりがありますのでご注意ください。

（パソコンで作成できる）